

石垣市と東京農業大学との包括連携協定書

石垣市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域の産業、環境保全並びに人材の育成のため、産業振興、地域づくり等の分野において相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 地域産業資源を利活用した6次産業化と人材育成に関する事項
- (2) 環境保全・地域づくりに関する事項
- (3) 教育・文化振興に関する事項
- (4) 就職支援に関する事項
- (5) 農林水産業振興に関する事項
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項

（有効期限）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から原則3カ年とする。ただし、この協定書の有効期限満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（秘密保持義務）

第5条 甲、乙は、本活動の実施に当たり知り得たすべての情報（以下「秘密情報」という。）を本協定履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 開示の時点で、公知であった情報
 - (2) 開示の時点で、情報受領者が既に取得していた情報
 - (3) 開示後に、情報受領者の責によらない事由で、公知となった情報
 - (4) 開示後に、第三者からの秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 国又は地方公共団体から、法令に基づいて開示を要求された情報
- 2 甲、乙は、秘密情報を情報開示者の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。

以上、この協定締結を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

2020年3月24日

（甲）沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市 市長

中山義隆



（乙）東京都世田谷区桜丘一丁目1番地1号

東京農業大学 学長

高野克己

